

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分	
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減 未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の の 人 員	有罪に係る人員及び金額			
										人 員	金 額		
		件	件	件	件	件	件	件	人	人(社)	千円		
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	-	申告所得税
		-	X	X	-	-	-	X	-		-	-	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	-	法人税
		X	X	X	X	-	-	X	X		X	X	
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	-	その他
		X	-	X	X	-	-	X	X		X	X	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	-	合 計
		3	2	5	4	-	-	1	4		3	63,000	

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、消費税である。

## (2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外 - - -	第 159 条	外 - - X	ほ脱犯規定	外 - - X
第 244 条	外 - - -	第 164 条	外 - - X	両罰規定	外 - - X
合計	外 - - -	合計	外 - - X X	合計	外 - - X X

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。  
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、消費税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮 発 油 税			地方道路税	石 油 ガ ス 税			区 分			
		免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯		秩序犯	計					
		酒 類 造 者	酒 類 販 売 者																
要件 処 理 数	前年度からの 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未済	要件 処 理 数	
	検 挙	外	-	4	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	4	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数	
	告 収 税 官 吏	外	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏 告		
		発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		そ の 他 発
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		不 告 発
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		処 分 前 公 訴 権 消 滅
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	-	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	233	-	233	-	233	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 金 相 当 額		

調査対象等：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分		石油石炭税			たばこ税			たばこ特別税	取引所税	印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分	
		ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計								
要件処理数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件処理数
	検挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	検挙	2
処理数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	通告処分	2
	告収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏	告
		発その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	発
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分	済
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	件
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	件
	処分前公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前公訴権消滅	数
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数	数	
犯則に係る額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯則に係る額	額	
通告処分罰金相当額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	233	通告処分罰金相当額	額	
												370			

調査対象等：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。  
 (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税		揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分			
	免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯			秩序犯	計	
	酒類等製造者	酒類販売業者																	
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済	
	通告処分	外	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	通告処分
		外	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	計	外	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	計
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発
	通告後減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後減
	通告履行	外	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	通告履行
		外	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
計	外	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	計	
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数
通告履行罰科金額相	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	外	-	233	-	233	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	233
	外	-	370	-	370	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	370

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額												
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	X	-	-	-	-	-	-	-	1	X	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	1	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	X	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	1	X	-	1	X	-	-	-	-	-	-	-	2	X	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
” 第2号	-			” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第2号	-			” 第2号	-	” 第3号	-	” 第3号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	” 第4号	-	” 第4号	-
” 第4号	-			” 第4号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
” 第2号	-	第15条第1号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	” 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	” 第2号	-
				第24条	-	” 第2号	-	” 第3号	-
				第25条第1号	-	” 第3号	-		
				” 第2号	-				
				” 第3号	-				
				” 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				” 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。